⑬　維持修繕工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、解体工事）
⑭　河川しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
⑮　グラウト工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑯　杭打工事（とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑰　さく井工事（さく井工事）
⑱　プレハブ建築工事（建築一式工事）
⑲　機械設備工事（機械器具設置工事、鋼構造物工事）
⑳　通信設備工事（電気通信工事、鋼構造物工事）
㉑　受変電設備工事（電気工事）
㉒　橋梁補修工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、電気通信工事、解体工事）

〔注〕かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。

2　業種区分

測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次の①から⑤まで（国土交通省国土技術政策総合研究所の所掌する測量・建設コンサルタント等業務にあっては①から④まで、国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する測量・建設コンサルタント等業務については①、②及び④）に掲げるものとする。

①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償関係コンサルタント業務

3　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、建設工事の申請者はインターネットの使用により、その本店所在地にかかわらず、令和４年12月１日から令和５年１月13日までの間に、次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

また、測量・建設コンサルタント等業務の申請者はインターネットの使用により、令和４年12月１日から令和５年１月13日までの間に、次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

ただし、９⑸①から⑧に掲げる場合の申請及び９⑹に掲げる場合の申請については、郵送若しくは電子メールにより別記１に掲げる申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下において同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、令和４年12月１日から令和５年１月13日まで（郵送の場合は当日消印有効、電子メールの場合は最終日の16時受信分まで有効）の間に、それぞれ別記１に掲げる提出場所に郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）若しくは電子メールで送付するものとする。

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、令和５年１月16日以降随時に、別記１に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記１に掲げる提出場所において持参、郵送又は電子メールにより申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、６に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した国土交通省地方整備局の総務部契約課（国土交通省国土技術政策総合研究所の所掌に係る調達契約にあっては、国土交通省国土技術政策総合研究所総務部会計課、国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌に係る調達契約にあっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課）においても申請を受け付けるものとする。この場合において、提出場所は、別記１又は別記２に掲げるものとする。

4　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　持参、郵送又は電子メールによる申請者は、次のホームページへアクセスして「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を、取得するものとする。

https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

②　インターネットの使用による建設工事の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、令和４年11月１日から令和４年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和４年11月１日から令和５年１月13日までの間に得るものとする。

③　インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、令和４年11月１日から令和４年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和４年11月１日から令和５年１月13日までの間に得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑵の（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）の④から⑦までに掲げる書類を添付し別記３に掲げる送付先に郵送するものとする（⑦に掲げる書類については、郵送に代えて３⑴に掲げるホームページアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする）。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、持参、郵送又は電子メールにより申請書を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数は各１部とする。

インターネットの使用による建設工事の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへアクセスし、４⑴②により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを、送信するものとする。

インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへアクセスし、４⑴③により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを、送信するものとする。

（建設工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体であるときは、共同企業体協定書の写し
③　業態調書
④　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑤　申請者が、その設立から令和４年10月１日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、令和２年10月１日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類